

1. 残土の受入れについて

- ① 弊社グループ企業内の残土処分におきましては、静岡県盛土条例に則った手順での受入となります。
- ② 弊社残土処分場は静岡県盛土条例における土壤汚染の確認区分【区分 a】の土砂のみ受入れ可能となっております。提出された土砂発生元証明書から【区分 b】及び【区分 c】との判断となった場合、受入れ出来ません。

○汚染が存在するおそれがある土地の分類

区分 a	区分 b	区分 c
汚染の存在が無いと認められる土地	汚染が存在するおそれと少ないと認められる土地	汚染の存在が比較的多いと認められる土地
住宅、山林、田畑等など土砂基準物質が使用等されていないことが明らかな土地	直接に土砂基準物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a及びb以外の土地(土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地)
受入れ可能	受入れ不可	

※静岡県盛土等の規制に関する条例Q&A【生活環境の保全のための基準にかかる調査】 抜粋

- ③ 土質改良された土砂(セメント・石灰等)や港湾・調整池の浚渫土の受入れはできません。
- ④ 草や根、ゴミ・産業廃棄物等の混入した土砂の受入れは出来ません。
- ⑤ 高含水比の超不良土(乾燥させた港湾・調整池の浚渫土含む)の受入れは出来ません。
- ⑥ 発注者毎に(県・市町村・民間等)年間受入上限を設定しております。上限に達した場合は受入出来ません。

2. 搬入申込の受付について

最低 搬入 14 日前までに必要書類の提出をお願い致します。

提出書類は必ず**元請業者名**にて提出をお願いいたします。

少量の搬入でも現場ごとの書類が必要となり、**置き場ストック分等での受付は出来ません。**

提出は郵送、持込、メールにてお願い致します。

(FAXでの受付は、写真・図面の確認が出来ない場合があるので、不可とさせていただきます)

受付書類や現地確認(確認が必要と思われる場合)を行い、受入の可否を判断させていただきます。

受入可否の判断結果は FAX またはメールにて元請業者様へお送りいたします。

発生場所により、土壤汚染の可能性がある場合は土壤の分析調査が必要になる場合がございます。分析には通常1カ月程度必要となる為、書類提出前にお問い合わせ頂いた方がよいかと思います。

受付書類が未提出の場合や土壌汚染の有無が確認できない場合は受入出来ません。

また、弊社では受付書類の作成代行や土壌汚染調査は弊社では行いません。搬出業者様にてお願い致します。

3. 必要書類

- 切山残土処理場 搬入申込書
- 土砂等発生元証明書（様式第13号）
- 土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号、第3号）及び 確認資料又は土壌分析調査結果（必要な場合）

◆確認資料◆

必須書類

- ・位置図
- ・施工平面図
- ・標準断面図

下記のどれか1点

- ・登記事項証明書
- ・指定調査機関による土壌分析調査結果
- ・国土地理院の現在と過去の写真の対比

また、提出して頂いた搬入申込書以外の書類は全て静岡県に提出となっております。

4. 受入数量等について

以前より受入証明書の数量修正等をご希望されるお客様がありますが、弊社グループでは受入数量の修正は行いません。

なお、発生元（現場）ごと1日の受入数量及び受入台数は、定期的に静岡県に報告しております。そのため、受入後に1台当りの積載数量の修正も出来ません。

有限会社 志太興産 / 駿遠開発事業株式会社

住所 静岡県焼津市西島 345-118

残土搬入 申込専用ダイヤル 054-631-5587

Mail: kiriyama@office.tnc.ne.jp

担当:池谷・木下